

## 人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年2月6日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官

(説明員) (公平審査局)

練合局長、高尾審議官、村山首席審理官、酒井首席審理官

松倉主任審理官、吉田審理官

議 題

3－1 行政措置要求事案に関する判定

令和4年第18号事案及び令和5年第23号事案

要求内容：専門分野でない業務を行っている状況の改善

職場全体からの嫌がらせをやめさせること。

関係する他の組織の職員からの執拗な嫌がらせをやめさせること。

3－2 給与審査申立事案に関する決定

令和6年第15号事案

申立内容：令和5年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定

3－3 給与審査申立事案に関する決定

令和6年第20号等併合事案

申立内容：令和5年12月期及び同6年6月の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定

令和6年1月1日付け昇給のより上位の昇給区分への決定

議事の概要

- 議題3－1「令和4年第18号事案及び令和5年第23号事案」について、担当局から、当局が業務配分の都合上申請者自身が対応可能とする範囲で専門分野でない業務を担当させていることは不当ではなく、及び申請者が主張する嫌がらせは認められないことから、申請者の要求を棄却することが適当であると説明があった。

同事案については、申請者の要求を棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題２－２「令和６年第１５号事案」について、担当局から、勤勉手当の成績率の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題２－３「令和６年第２０号等併合事案」について、担当局から、勤勉手当の成績率の決定及び昇給区分の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。